

戦前における日本の対タイ文化事業

—招致留学生奨学資金制度を中心として—

佐藤 照雄*

Japan's Cultural Projects for Thailand before World War II:

The Scholarship System for Thai Students by the Japan-Siam Association of Nagoya

Teruo Sato*

Abstract

Diplomatic relations between Japan and Thailand were officially commenced in 1887, but it was only after 1930s that Japan actively developed cultural projects for Thailand. Before that, Japan had disregarded Thailand and only occasionally executed cultural projects to contribute to Thai modernization according to the request of Thai government.

Since the 1932 Revolution in Thailand, People's Party in power desired to make a close relationship with Japan politically, economically and culturally in order to counteract European influence on Thailand. As for Japan, it endeavored to break the deadlock of international isolation after the withdrawal from the League of Nations in 1933 and started international cultural projects as one of countermeasures.

The trigger of cultural projects for Thailand was the proposition made by Yatabe Yasukichi, Japanese Minister to Bangkok, to the Japan Ministry of Foreign Affairs that Japan should establish facilities available for students from Thailand. In addition, Yatabe told Mr. Ito Jirozaemon, who was a successful businessman in Nagoya and visited Bangkok on his way to India in 1934, that Japan should give its helping hands to young Thailand after the Revolution especially in the area of the education of Thai youths. Mr. Ito assented to Yatabe's proposal. The Japan-Siam Association of Nagoya was founded in 1935, which managed the scholarship system for Thai students to study in Nagoya. The Association invited three students from Thailand in 1936, two students in 1937 and two students in 1939.

This project was of significance because it had an influence on Japan Ministry of Foreign Affairs and it formed a turning point of activating Japan's subsequent cultural projects for Thailand.

This paper aims to analyze the reason why Japanese Minister Yatabe conceived the scholarship system for Thai students and the course of its birth.

This paper will contribute to historical studies on Japanese-Thai cultural relations.

* 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科博士後期課程 ; Graduate School of Asia-Pacific Studies, Waseda University, Doctoral Degree Program

はじめに

日本・タイ¹両国の外交関係は、1887（明治 20）年に正式に開始されたが、日本のタイに対する文化事業が本格的に展開され始めたのは、1930 年代以降である。

絶対王制時代のタイは、欧米列強の影響を強く受けて近代化を推進してきた。政治的、経済的には、英国の勢力が圧倒的であった。文化面では、米国の教団や財団が医療、教育関係においてタイ社会に貢献していた。日本はタイを等閑視し、タイ政府の要請に基づき、タイの近代化に資する文化事業を散発的に実施していた。

1932 年の立憲革命以降、人民党政権は、日本との政治的・経済的・文化的関係を密にして、旧来の欧米列強依存を中和しようと志向した。一方、日本は、1933 年の国際連盟脱退を契機とした国際的な孤立状況を打開するべく、国際文化事業の展開を開始した。

タイに対して文化事業を展開させる契機となったのは、在タイ特命全権公使矢田部保吉²の日本外務省に対する意見具申であった。矢田部は、タイ青年の日本留学熱高揚を認識し、日本に留学生受入れのための施設確保を要請したが、日本側は未だ十分に対応できる体制ではなかった。しかし、その後の矢田部の具体的な提言によって、日本外務省は、対タイ文化事業に関与するようになった。他方、日本側の体制不十分と考えた矢田部は、1934 年 9 月にインド仏蹟巡拝旅行の途中にタイを訪問した名古屋の資産家伊藤次郎左衛門³に協力を要請した。矢田部の提案に賛同した伊藤は、自らが主導し、名古屋市を挙げて名古屋日暹協会⁴を設立させた。1935 年に同協会の主要事業として招致留学生奨学資金制度（以下、当該奨学事業という。）が発足した。当該奨学事業は、タイの文化水準を向上させるためにタイ青年を日本に留学させるという矢田部の構想を具現化したものであった。当該奨学事業によって、1936 年に 3 名、37 年に 2 名、39 年に 2 名がそれぞれタイ文部省と在タイ日本公使館の選考を経て来日し、名古屋市内の伊藤家別荘である揚輝荘を宿舎として留学生生活を送った。

「中央」対「現地」⁵という視点で分析すると、当該奨学事業は、タイ（＝現地）から発想された文化事業であり、矢田部の問題提起とともに、日本側（＝中央）の意識改革を惹起し、その後の日本の対タイ文化事業を活性化させる起点になったという点に意義がある。

本稿は、「中央」対「現地」という視点から、当該奨学事業がいかなる状況において発想され、どのようにして成立したかを解明することを目的としている。

日タイ関係の先行研究として、まず、Edward T. Flood の *Japan's Relations with Thailand: 1928-41* が挙げられる。同研究は、日本の外務省、防衛庁（現防衛省）の膨大な文書などの邦文

1 国名が「タイ」になったのは、1939 年 6 月 24 日であり、それ以前は「シャム」（漢字は「暹羅」）であったが、本稿では、原則として「タイ」と表記する。ただし、固有名詞や引用文献の場合は、原典どおり表記する。

2 矢田部保吉（1882-1958） 1928 年 7 月 28 日から 1936 年 1 月 15 日まで特命全権公使としてタイに在任。1932 年 6 月のタイ立憲革命に際して、各国外交使節に先駆け新政権に対する共感を表明。1933 年 6 月クーデターに際し、パホン、ビブーンからの武器援助要請に対して資金援助を申し出る。1936 年 2 月に国際学友会理事に就任。矢田部順二「矢田部保吉 略年譜」『特命全権公使 矢田部保吉』矢田部会、2002 年、26-32 頁。

3 伊藤次郎左衛門（1878-1940） 伊藤家第 15 代当主。名古屋「いとウ呉服店」（松坂屋の前身）社長。襲名前の名前は守松、一代を通しての諱は祐民。1939 年 11 月に隠居して治助を襲名。1927-33 年名古屋商業会議所（後に商工会議所）会頭。名古屋実業界の重鎮。社会事業にも注力。『名古屋商業会議所月報』第 243 号、1927 年、4-5 頁、および『名古屋商工会議所月報』第 282 号、1933 年、2-5 頁。

4 1935 年 6 月に設立された当該奨学事業の運営母体。本稿Ⅱ-3 で詳述する。

5 本稿で、「中央」とは、日本政府、外務省本省、東京を、「現地」とは、タイ、在タイ日本公使館、名古屋を、それぞれ含意する。

史料を研究して作成された先駆的な論文であり、日タイ関係の研究文献⁶に多数引用されている。同論文の課題は、1941年12月21日に締結された日本・タイ同盟の遠因を究明することであり、研究対象の起点を矢田部保吉のタイ着任時に置いている⁷。Flood は、矢田部公使の側近であった宮崎申郎の回想録「矢田部公使の対シャム工作」⁸（以下、「宮崎調書」という）に依拠して論理を展開している。Flood は、矢田部公使が日本外務省の指令により、タイからイギリス勢力を排除するために種々の「文化工作」を展開したと述べているが、一方でその指令に関する文書は見当たらないので、「宮崎調書」や矢田部公使着任後に生じた諸事件から類推したと述べている⁹。

Flood は、同論文のなかで、矢田部公使の「文化工作」は教育分野にも及んだと述べ、その一例として、当該奨学事業について、つぎのように記している。” A Nagoya branch of this Siam Association of Japan set up a scholarship system especially for Siamese students in this same year.”¹⁰

Flood 論文には、いくつかの問題点がある。第1に、Flood は、矢田部公使が外務省から「指令」を受けてバンコクに着任したと述べている。発想の起点について、矢田部公使の文化事業が「指令」に基づくものであるならば、それは外務省（＝中央）の発想ということになるが、Flood の言うとおり証拠はなく、後述するように、当該奨学事業は、タイ（＝現地）で発想されたものであると考える。

第2に、「宮崎調書」の解釈について、Flood は曲解していると考えられる。原文では、「欧州諸国ノ勢力殊ニ英国ノ同国（タイ：筆者）ニ於ケル牢固タル勢力ヲ幾分ニテモ滅殺スルコトヲ目的トセラレタリ」（下線：筆者）となっているところを、「英国勢力を排除し、日本が取って代わる」と訳している¹¹。しかし、調査した限りでは、矢田部公使がそのような考えを表明した史料は見当たらない。この点に関しては、I-1「タイにおける欧米列強の勢力」で後述する。また、「宮崎調書」が記されたのは、1942年6月であり、軍部の絶頂期であったことを考えると、Flood の「宮崎の軍部批判は極めて率直なもの」¹²という見解よりは、むしろ、「宮崎調書」が軍部の目に触れることを考えて、矢田部公使の対英政策を穏健だと非難されないように脚色して述べたと考える方が妥当である¹³。

Flood 論文には、間違いも散見され¹⁴、邦文史料の活用に限界があると考えられる。

つぎに、E. Bruce Reynolds の *Imperial Japan's Cultural Program in Thailand* が挙げられる。

6 たとえば、Charivat Santaputra, *Thai Foreign Policy, 1932-1946* Bangkok: Social Science Association of Thailand, 1987. や、Reynolds, E. Bruce, *Imperial Japan's Cultural Program in Thailand*, Goodman, Grant K. (ed.), *Japanese Cultural Policies in Southeast Asia during World War 2*, 1991. などがある。

7 Flood, E. T. (1967), *Japan's Relations with Thailand, 1928-41*, Ph. D. dissertation, University of Washington, 1967, pp. iv- v.

8 外務省記録 A-6-0-0-1-27 「諸外国内政関係雑纂 タイ国ノ部」。

9 Flood, E. T., op. cit. p.26

10 Flood, E. T., op. cit. p.105

11 op. cit. p.26 . 原文は、"his major objective in Siam during his tenure in Bangkok had been the elimination from Siam of European, and particularly British influence, and its replacement by Japanese power." となっている。

12 op. cit. p.45, Note 49

13 矢田部厚彦「1930年代の日・シャム関係と矢田部公使」『特命全権公使 矢田部保吉』矢田部会、2002年、94-95頁。

14 たとえば、「矢田部は1907年に稲垣満次郎の下でタイに勤務した」（p.22）とあるが、矢田部が外交官に合格したのは1908年10月であり、同年11月にタイ在勤を命じられたが赴任していない。1909年1月に中国・安東在勤を命じられ、同年3月12日から翌年8月19日まで在任。矢田部順二「矢田部保吉 略年譜」『特命全権公使 矢田部保吉』矢田部会、2002年、27頁参照。また、当該奨学事業に関する記述（本稿の3頁参照）で、"in this same year" というのは、文脈から「1936年」を指すが、正しくは1935年である。

同研究は、戦前・戦中期の日本の対タイ文化事業を、①1933 - 41年、②1942 - 43年、③1943年5月から終戦までと3期に分けて分析している。彼は、日本のタイに対する文化的影響力拡大の努力に関して、日本は欧米列強に比し後発であったが、1933 - 41年にはタイにおける文化的影響力を次第に強化したと述べ、その具体的な事例として、両国の舞踊団の交換公演、留学生受入れ、日本語教育などを挙げている。

Reynolds は、柳澤健、平等通照、星田晋五などの著作¹⁵を研究しているが、それらは主として日中戦争以降の日本の対タイ文化政策に基づく文化事業に関して記述されているので、Reynolds の分析は、ほとんどが日本政府（＝中央）による対タイ文化事業を対象としており、本稿が対象としている当該奨学事業については言及されていない。

また、村田翼夫は、立憲革命以降にタイ人の日本留学が急増した経緯や日本のタイ人留学生受入れ体制、ならびに戦前・戦中期の人的交流の進展状況などについて研究している。そのなかで、村田は、当該奨学事業について、「名古屋日タイ協会は、タイ人留学生のあつせんを主な目的として設立されたものであり、当時、松坂屋の社長であった伊藤次郎左衛門の資金提供により、タイ人のための奨学資金制度も確立した」と述べ、来日タイ人学生の氏名、選考試験、修学状況等についても言及している¹⁶。村田の研究は、示唆に富んでいるが、当該奨学事業に関しては、史実の説明に止まっており、なぜ、どのように、という問いに基づいた究明がなされていない。

本稿は、「中央」対「現地」という視点に立って、当該奨学事業の成立過程を解明することを試みている点で、上述の諸先行研究とは異質の研究として位置づけることができる。

本研究は、主として外務省外交史料館所蔵の当該奨学事業に関する史料および関連史料を精査し、さらに各図書館の諸資料を活用して分析・記述を行った。

本研究は、日本・タイ文化関係の歴史研究に新しい知見を加え、今後の研究に貢献するものと考ええる。

1. 当該奨学事業発想の背景

本節では、1930年代前半までのタイにおける欧米諸国の勢力状況および日本の対タイ関係の状況を概観し、矢田部保吉がなぜ当該奨学事業を発想するに至ったかを究明する。

1. タイにおける欧米列強の勢力

19世紀後半以降欧米列強の植民地と化していた東南アジアにあって、唯一独立を維持していたのはタイであった。しかし実態は辛うじて独立していたという状況であった。インドシナ半島の中央部に位置するタイは、マレー半島とビルマを植民地とするイギリスと、カンボジア、ラオスを植民地とするフランスの両国から挟撃される状況にあった。タイは、数度にわたって両国に領土の一部を割譲させられていたし、英仏両国の緩衝地帯としての存在を余儀なくされていた。タイにとって独立の危機に瀕した時期もあった。第一次世界大戦後、タイは戦勝国として国際連盟に加盟した。タイの国際的地位は向上し、英仏両国からの軍事的脅威は緩和された。その後、欧米諸国との不平

15 柳澤健『泰国と日本文化』不二書房、1943年、平等通照・幸枝『我が家の日泰通信』印度学研究所、1979年、星田晋五『タイ国に於ける日本語』『新亜細亜』1941年7月号、同『バンコック二十年前のこぼれ話』『泰国日本人会誌』1963年9月号。

16 村田翼夫『戦前における日・タイ間の人的交流——タイ人の日本留学を中心として——』国立教育研究所『国立教育研究所紀要第94集』、1978年、191-195頁。

等条約が順次改正され、領事裁判権の撤廃と関税自主権の回復が行われた¹⁷。

しかし、内政および経済面においては、依然として欧米列強の支配が継続していた。タイ政府の欧化政策によって多数の外国人顧問が政府の各行政機関に招聘されたが、イギリスの勢力は圧倒的であった。イギリスは、財政顧問という重要なポストを 1904-41 年の間独占し続けた¹⁸。また、イギリスは、大蔵、経済、農務 3 省を掌握するなどほとんどの部門で実質的な勢力を占めていた。人数においても全体で 130 人の顧問のうちイギリス人は 71 人と半数以上を占めた時期もあった¹⁹。

タイは内政面において、招聘した顧問を通じてイギリスの支配を強く受けていたが、経済面でもイギリスの勢力下にあった²⁰。タイは、国内の開発資金を外資導入に依存せざるをえなかった。その外債の大部分はイギリスのものであったが、イギリスは応募条件として、外債の返還期限が来るまで顧問をタイ政府内に雇い入れることを強要し、さらに同顧問に強力な権限を付与することを要求した。当時財政難に直面していたタイ政府は借入れを実行するためにイギリスの要求を呑まざるをえなかった²¹。タイ政府の有する正貨準備（金塊）のほとんど全部はイギリスのイングランド銀行に保管されていた²²。また、錫鉱業や林業など国内における農業以外の最重要産業の大部分はイギリス資本の下にイギリス人が経営していた。タイの貿易面でも、輸出入合計金額の 70% はイギリス本国およびその植民地や保護領を相手とするものであった²³というように、イギリスに極めて大きく依存していた。

タイにおいて強大な勢力を有していたイギリスは、タイの国内開発には積極性を示さずむしろ現状維持に努めていた。イギリス資本は利益の極大化を追求して活動した。この点については、他の列強も同様であった。欧米列強は、タイの経済発展や国力増強を望んでいなかったと考えられる。タイは、独立国であるとはいえ、実質は欧米列強の半植民地と化していたといえる。

矢田部公使は、真に独立国たる面目を全うしようとするならば、極端にイギリスに偏重した経済的依存関係を是正することが必要であるが、現有のイギリス資本の全部を一気に排除することはできないのだから、タイとして取りうる方策は、できるかぎり迅速に国内各種資源の開発を期し、このために必要な資本と技術をイギリス以外の第三国に求めることによって、漸次イギリスの優勢を中和する以外にないと述べている²⁴。この論点は、前述した「宮崎調書」の内容と符合しており、Flood が指摘するような「イギリスを排除し、日本が取って代わる」という解釈は妥当でない。矢田部公使は、日本が従来の英仏などの地位に代わってタイに勢力を揮うようなことをタイは望んでいないし、日本もその点を間違っただけとはいえないと警告している²⁵。

2. 欧米諸国の対タイ文化事業と日本の状況

ヨーロッパ諸国の国際文化事業は、概して自国言語の普及をはじめ自国文化の宣揚を目的として

17 Nuechterlein, Donald E., *Thailand and the Struggle for Southeast Asia*, Cornell University Press, 1965, pp.12-27

18 Aldrich, Richard J., *The Key to the South: Britain, the United States, and Thailand during the Approach of the Pacific War 1926-1942*, Oxford University Press, 1993, p.49

19 暹羅協会『暹羅協会会報』第 7 号、1937 年、61 頁。

20 Aldrich, Richard J., op. cit., p.53

21 暹羅協会、前掲書、67 頁。

22 Aldrich, Richard J., op. cit., p.51

23 暹羅協会『暹羅協会会報』第 1 号付録、1935 年、11 頁。

24 矢田部保吉「更生タイ国の地位と其の動向」『外交時報』No.836、1939 年 10 月、241 頁。

25 矢田部保吉「革新途上の暹羅」『日本評論』1937 年 7 月号、287 頁。Flood は、前掲論文 (p.246) で、この箇所を引用しているが、彼自身の論旨が矛盾していることを示している。

いたが、アメリカのロックフェラー財団やキリスト教布教団は、医療・衛生の面にも文化事業を展開していた²⁶。

タイにおける文化事業について、アメリカの活動は、先駆的であり、主として医療・衛生方面と教育関係において展開された。まず、医療・衛生関係では、アメリカの宣教師の活動²⁷が特に注目される。彼らは、1828年以降、タイにおいて、布教活動とともにチェンマイ、ナコーン・シータマラートなどの各地に学校や病院を建設するなどタイの文化向上に多大の貢献をした²⁸。これは、諸外国のタイに対する文化事業の模範になった²⁹。

つぎに、医学教育関係では、ロックフェラー財団の活動が特筆に値する。同財団は、1921年にタイ政府に招かれ既存の医学校の近代化に取り組んだ³⁰。新校舎が建設され、教授が各科に配属され、将来有望な学生にはアメリカで研究するために奨学金が支給された³¹。

また、教育関係でも欧米諸国はタイの文化向上に多大な貢献をしている。イギリス、アメリカ、フランスの各教団は、それぞれバンコクに中学校、女学校を設立した³²。

さらに、タイ人留学生を招致するための奨学資金制度については、ドイツ、フランス、アメリカの3カ国が当時実施していた。矢田部公使は、日本への招致留学生に奨学資金を支給する制度を実現させたいと志向して、廣田外務大臣に海外の奨学資金制度に関する情報を提供している³³。

以上のように、欧米諸国の対タイ文化事業は、1820年代から医療・衛生方面や教育関係において展開され、タイの文化水準の向上に多大の貢献をした。

一方、日本の対タイ文化事業は、欧米諸国に比して後発的であった。

日本がタイに対して本格的に文化事業を展開するのは1933年以降である。1933年2月24日国際連盟総会で満州国不承認の勧告案が賛成42、反対1（日本）、棄権1（タイ）³⁴で採択されたとき、日本では棄権したタイに対する評価が高まった。一方タイでは、日本留学や日本語学習の希望者が増大する傾向にあった。

26 三枝茂智『対外文化事業に就て』外務省文化事業部、1931年、および、柳澤健『各国の国際文化事業に就いて』外務省文化事業部、1933年。

27 McFarland, G. Bradley (ed.) *Historical Sketch of Protestant Missions in Siam 1828-1928*, White Lotus Press, Bangkok, 1928, pp.195-208 参照。

28 ラマ6世王（ワチラウット王）は、1914年1月1日の国王誕生日勅語のなかで、パヤップ州に癩病慈善病院を設置したアメリカ宣教師の厚志に感謝の意を表している。外務省記録 1-6-1-0-4-4「各国内政関係雑纂 暹国ノ部」参照。また、ダムロン親王は、McFarland 前掲書（1-15頁）のなかで、アメリカ宣教師の医療・教育関係の活動がタイ国民に恩恵を与えていると評価している。

29 天田六郎「米人宣教師始めて入泰の事」『日本タイ協会会報』第17号、1939年11月、41-53頁。

30 Landon, Kenneth P., *Siam in Transition*, University of Chicago Press, 1939, p.118. Fosdick, Raymond B., *The Story Of The Rockefeller Foundation*, Harper & Brothers, New York, 1952, p.116.

31 矢田部公使は、外務大臣廣田弘毅宛の1935年2月12日付公第60号信「暹羅人学生ニ与ヘラルル外国奨学資金ニ関スル件」の末尾で、ロックフェラー財団とタイ政府との間の契約について報告している。外務省記録 I-1-2-0-3-1「在本邦各国留学生関係雑件 泰国ノ部」。

32 たとえば、イギリスの教団によるセント・ピータ・スクール（中学校）、セント・メアリ・スクールやアメリカ長老派教団によるバンコク・クリスチャン・カレッジ（中学校）、ワットナー・ウィタイ・アカデミー（女学校）、また、フランスのローマン・カトリック教団によるアサンプション・カレッジなどがある。奥村鐵男「宗教及教育制度」宮原武雄編著『躍進泰国の全貌』愛国新聞社、1941年、237-238頁参照。

33 外務省記録 I-1-2-0-3-1「在本邦各国留学生関係雑件 泰国ノ部」、1935年2月12日付公第60号信「暹羅人学生ニ与ヘラルル外国奨学資金ニ関スル件」。

34 タイの棄権については、矢田部公使のタイ外相に対する説得工作も奏功したと言われている。『外務省の百年 上巻』原書房、1969年、990頁。ただし、矢田部の働きかたについては、タイ側の資料からは確認できない。村嶋英治『ピブーン——独立タイ王国の立憲革命』岩波書店、1996年、200-201頁参照。

矢田部公使は廣田外務大臣宛 1934 年 9 月 24 日付公第 153 号信「留日暹羅學生ノ為ニスル保護指導機關設置ノ急務ニ関スル件」で、1933 年春以降、在タイ日本公使館が日本への旅券査証を発行したタイ人学生は 25 名にのぼっており、今後益々増加する傾向にあるので、日本側で至急適当な保護指導機關を設けて受入れ体制を整えてほしいと要請している³⁵。

これに対して、東亜局第 1 課長は、同年 10 月 19 日に、東亜局でも文化事業部等と検討しているが、「何分金銭ノ問題ヲ伴フ故オイソレトハ運ハサル現状ナルカ、然シ何トカセネハナラヌ義ト存ス」と所見を付して、外務大臣、次官、東亜局長、文化事業部長に矢田部公使の書簡を回覧している³⁶。

また、同年 11 月 28 日に、東亜局は文化部と対タイ文化事業に関する会議を行い、留日タイ学生指導監督機關設置やタイ舞踊家招聘などについて検討している³⁷。

以上のように、タイ人の日本留学や日本語学習の希望者の増大傾向を勘案して日本側に受入れ体制整備の要請をした矢田部書簡を契機に、外務省本省でもようやくタイを意識した活動が展開されることになった。

3. 日本外務省の対東南アジア観

戦前において、日本外務省が東南アジアとくにタイをどう見ていたかについて分析する。

有田八郎³⁸は、1921 年 4 月に、5 ヶ月間のタイ勤務等の経験を踏まえた「暹羅及南洋所感」を外務省通商局長に提出しているが、その中で、外務省が現地に対して驚くほど冷淡且つ無関心であること、その原因として、東南アジアに関する知識を有する者が少ないことなどを述べ、その改善のために、通商局長が至急南洋及びタイ方面を視察すること、欧米方面に経験のある人材を南洋方面に割愛すること等を提言している³⁹。

また、有田は後年、当時を回想して、「昔から誰れということなくフランスやイギリスやアメリカは 1 等任地、アジアことに東南アジアや南洋諸島などは、2 等、3 等の任地のよう考えられていた。(中略) タイ国ことにバンコックは (中略) まだ瘴癘の地ともいうべきところで、誰も好むところではなかった」⁴⁰と述べている。有田は、2、3 ヶ月の勤務という約束でタイに赴任したが、帰してもらえる様子がなかったため、帰国を督促する電報を本省へ打っている⁴¹。彼自身にとっても、タイは好ましくない任地であった。

在タイ特命全権公使 (1922-1926) から帰任後、暹羅協会常務理事に就いていた矢田長之助は、「今や暹羅は一国を挙げて、日本の立法、行政、司法、文物百般を究めつつある。之に反し、日本は暹羅に対し明確なる認識を欠くのみならず、何等暹羅に意を注がうとしないのは甚だ遺憾である」⁴²と述べている。

矢田部保吉は、「修交以来の両国関係は、政治的にも経済的にも寧ろ極めて稀薄であって、我外務

35 外務省記録 I-1-2-0-3-1「在本邦各国留学生関係雑件 泰国ノ部」。

36 同上。

37 同上。

38 有田八郎 (1884-1965) 1909 年に外交官及領事官試験合格。1920 年 6 月から 5 ヶ月間、公使館一等書記官兼領事としてタイ・バンコク在勤。1936-37 年、1938-39 年、1940 年と 3 回外務大臣就任。戦前期官僚制研究会編、秦郁彦著『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』東京大学出版会、1981 年、23 頁参照。

39 外務省記録 I-6-1-0-4-4「各国内政関係雑纂 暹国ノ部」。

40 有田八郎『馬鹿八と人はいふ——一外交官の回想——』光和堂、1959 年、29-30 頁。

41 同上、31 頁。

42 矢田長之助「日暹提携論」『暹羅協会会報』第 1 号付録、1935 年、1 頁。

当局の如きすら暹羅を閉却すること甚だしく、暹羅国在勤は日本の外交官の嫌うところであった」⁴³と述べている。

矢田部の後任としてタイに勤務した石射猪太郎⁴⁴は、「誰がいい始めたか、3 シャを避けるといういい伝えが外務省にあった。ギリシャ、ペルシャ、シャムへの公使はご蒙りたいという意味なのだ。非衛生地であり、官歴の袋小路だからであった」⁴⁵と述べている。

有田、矢田、矢田部、石射は、いずれもタイから日本ないし本省を見ることができたため、本省外交官の東南アジアあるいはタイに対する関心度の低さを認識していた。

ほぼ同じ時期に、インドの独立のために日本で活動していたラス・ビハリ・ボース⁴⁶は、日本の外務省官吏の一部が依然として白人崇拜、東洋人蔑視の行動をとっていることについて、「日本にとってのみならず、全亜細亞にとって洵に悲しむべきことである」と憤慨し、「廣田外相が斯くの如き空気を外務省から掃きせんことを切望に堪えない」と訴えている⁴⁷。

以上のように、1930年代半ば頃までは、外務省当局の東南アジアとくにタイに対する関心度は低く、現地に対する経済開発や文化事業に関する発想が「中央」から生まれるということは、ほとんど不可能な状況であった。

4. 当該奨学事業発想の経緯

日本とタイは、1887年に「修交通商二関スル日本国暹羅国ノ宣言」に調印し、外交関係は開かれていたが、1930年代の初めまで半世紀にわたって、両国は互いに無関心で、政治的にも経済的にも極めて関係が希薄であった。1928年7月に特命全権公使としてタイに着任した矢田部保吉は、1932年の立憲革命と翌33年6月のパホン、ピブーンによるクーデターを現地で経験した。矢田部公使は、日本の援助を期待する新生タイの発展を願い、経済的関係を強化したいと考えた。日本タイ両国の関係について、タイの天然資源の開発を中心として密接になっていかなければならないし、日本はタイが必要とする資本、技術、経験を貸与する一方、タイは日本に各種の物資を豊富に供給するという関係になることが望ましいと考えた⁴⁸。しかし、現実には前述のとおり、タイは欧米列強に内政、経済を実質的に支配されていたので、矢田部公使は、国民国家として発展を期すタイに対して、同じアジアの独立国として日本こそ温かいヘルピングハンドを差し延べるべきであり⁴⁹。しかも日本のタイに対する協力が植民地支配的な支援ではなく、タイの主体的発展のための支援でなければならないと考えた。人民党政権は、施政の大綱である革命6原則の1つに「教育の普及促進」を掲げていた⁵⁰が、タイの現状は、「未だ教育も十分に普及せず、民度も低い」⁵¹状態であるから、矢田部公使は、教育面での協力が重要であると考え、タイの青年を日本に留学させることを発想し

43 矢田部保吉「革新途上の暹羅」『日本評論』1937年7月号、286頁。

44 石射猪太郎(1887-1954) 1915年に外交官及領事試験合格。1936年10月-37年5月、特命全権公使としてタイ在勤。帰国後、外務省東亜局長。戦前期官僚制研究会編、秦郁彦著、前掲書、33頁。

45 石射猪太郎『外交官の一生』中公文庫、1986年、267-268頁。

46 ラス・ビハリ・ボース(1886-1945) インド独立運動の指導者。1915年来日。「インドカリー」の中村屋店主の娘と結婚し、日本に帰化。日本で反英独立運動を展開。中島岳志『中村屋のボース インド独立運動と近代日本のアジア主義』白水社、2005年。

47 印度独立連盟新亜細亞協会機関紙『新亜細亞』No.31-34、1936年3月、4頁。

48 矢田部保吉、前掲「革新途上の暹羅」285頁。

49 矢田部保吉「新興国暹羅」『暹羅協会会報』第10号、1938年3月、95頁。同、前掲「革新途上の暹羅」287-8頁。

50 村嶋英治、前掲『ピブーン——独立タイ王国の立憲革命』117頁。矢田部保吉「シャム国革命政変の回顧」、『暹羅協会会報』第5号、1936年12月、19-20頁参照。

51 矢田部保吉、前掲「革新途上の暹羅」288頁。

た。この発想を生起させた環境要因として、立憲革命後のタイ新政権の日本への期待、および、タイ人学生の日本留学熱の高揚が挙げられる。また、矢田部公使は、タイ（＝現地）に駐在していたからこそ当該奨学事業を発想できたといえる。

矢田部公使は、内田外務大臣宛 1933年2月1日付公第23号信「暹羅政府ヨリ本邦教育制度視察ノ為教育家派遣ニ関スル件」において、タイの文部大臣チャオピヤ・タマサクから、タイ政府が高等中学校長と商業中学校長の2名を日本の教育の実情を視察研究させるため派遣するので、日本政府の出来る限りの便宜供与を願う旨申し出があったと報告し、両名が十二分に渡日の目的を達成し、タイ国民の親日的感情を善導しうるよう尽力願うと要望している。また、矢田部公使は、この書簡のなかで、タマサクが国民教育制度の革新を図るためにはタイの国情に顧みその模範を日本に求めることが最も適切であると考えていること、およびタイ新政府が従来からの万事欧米崇拜の伝統に必ずしもとらわれることなく現代における日本の文化的、経済的な発展に着目して国情が似ている東洋の先進国である日本の諸制度こそタイが模範とするのに最適であるという考え方が強まっていることを報告している⁵²。

また、矢田部公使は、1933年以降タイ人学生の日本留学熱が高まっていることを認識していた。矢田部公使の一時帰国中に臨時代理公使を務めた宮崎申郎は、廣田外務大臣宛 1934年5月18日付公第60号信「暹羅学生ノ本邦留学ニ関スル件」の冒頭で、最近タイ政府は諸種の事情により青年学生の日本留学を奨励するためかタイの大学または8年制中学（マタヨム）卒業生のなかで本邦に留学しようとする者が次第にその数を増そうとする傾向にあると状況説明している⁵³。矢田部公使は、宮崎申郎から事前に書簡の内容について相談を受けていたものと推測される。

新興国タイに対して「ヘルピングハンド」を差し延べたいと考えていた矢田部公使は、日本への留学希望者の増加傾向を捉えて、タイの将来を担う青年学生を一人でも多く日本へ留学させる方策はないものかと思案していた。1934年9月に矢田部公使は、インド仏蹟巡拝旅行の途中タイに立寄った伊藤次郎左衛門と会談した⁵⁴。矢田部公使は、伊藤次郎左衛門に、タイの状況について、イギリスの実質的な支配のためにタイの発展が阻害されてきたが、タイ新政府は法権、財政、経済の独立や国民の経済福祉増進を掲げて邁進しようとしていると説明し、日本はその平和的意図と両国の経済的共存共栄関係の可能性とを十分にタイ国民に理解させることが最も肝要である⁵⁵という自分の信念を語ったものと推測される。さらに、矢田部公使は、青年学生を日本に留学させることの重要性を説き、そのための奨学資金の設定を伊藤次郎左衛門に要請した⁵⁶。矢田部公使の高い志と情熱に感服した伊藤次郎左衛門が賛同の意を表して、当該奨学事業は始動した。矢田部公使の意思を受け止める人物として伊藤次郎左衛門が存在したということが、当該奨学事業成立の大きな要因であった。すなわち、当該奨学事業が誕生する人的環境要因として、その理論的推進を図る人間とそれを理解し経済的に支援する人間の両者の存在を挙げることができる。

52 外務省記録 I-1-4-0-3「本邦ニ於ケル教育制度並状況関係雑件」。

53 外務省記録 I-1-2-0-3-1「在本邦各国留学生関係雑件 泰国ノ部」。

54 伊藤次郎左衛門手記「旅行日誌、9月13日の欄に、「夜は矢田部公使御招待 シヤム留学生の事にて御話あり」の記述がある。長谷川伝次郎『仏蹟』日黒書店、1941年、7頁参照。

55 矢田部保吉「シヤムの近情」『国際知識』日本国際協会、1933年11月1日号、88頁。

56 外務省記録 I-1-2-0-3-1。

II. 当該奨学事業の成立過程

本節では、当該奨学事業がどのようにして成立したのかその過程を解明する。まず、矢田部保吉の当該奨学事業に関する問題提起に対して日本外務省側がどのように対応したのか、つぎに、当該奨学事業の骨格を形成する矢田部試案と名古屋市試案について、それぞれの試案はどのような意思や考え方に基づいていたのか、また、当該奨学事業のために設立された名古屋日暹協会はどのような特色を有していたのか、さらに、留学生の選考と招致がどのように行われたのかをそれぞれ分析する。

1. 矢田部保吉の問題提起と日本側の対応

当時の日本外交は、アジアにおいては対中国が基軸であり、タイはさほど重要視されていなかった。そのような状況下で、矢田部公使は、タイ（＝現地）から日本外務省（＝中央）に数多くの情報発信並びに意見具中を行ったが、当該奨学事業に関する問題提起は、日本の対タイ文化事業における画期的なものであった。

矢田部公使は、廣田外務大臣宛 1934 年 9 月 24 日付公第 153 号信「留日暹羅学生ノ為ニスル保護指導機関設置ノ急務ニ関スル件」で、1933 年以降タイ人子弟の日本留学希望者が続出しており、同年春以来留学の目的で本邦に渡航するタイ人学生に対して在タイ日本公使館で旅券査証を与えた者は 25 名にものぼっている、最近の傾向からして日本留学希望者は今後益々増加するものと考えられると状況を説明し、至急受入れ機関などを設置することが喫緊の課題であると意見具申を行っている⁵⁷。

また、同書簡の末尾部分で、「名古屋ノ実業家伊藤次郎左衛門氏ハ奨学資金ヲ設定シテ、暹羅学生ヲ招致養成シ度キ計画ヲ有シ来年初メ頃迄ニハ実現シタキ希望ナリ（此ノ件ニツキテハ別紙ヲ以テ委細報告ノ筈）」⁵⁸と、伊藤次郎左衛門と面談したことを明らかにしている。

矢田部公使は、廣田外務大臣に 1934 年 11 月 19 日付公第 212 号信「留日暹羅人学生奨学資金設定計画ニ関スル件」⁵⁹を送っているが、これは当該奨学事業の成立過程において重要な位置を占める。この書簡の内容は概ね以下のとおりである。

1934 年 9 月 13 日に矢田部公使は、インド仏蹟巡拝の途中タイに立寄った伊藤次郎左衛門に対して、立憲革命後 2 年以上経過したタイが依然としてイギリスの政治的・経済的支配を受けている状況や日本がもっとタイに経済的進出を図るべきであること等を述べた。その上で、「将来両国間緊密不離ノ関係ヲ樹立スル為ニハ我国精神及物質文化ノ宣伝ニ依リテ上下暹羅国民ノ対日依存觀念ヲ一層涵養スルコト最モ必要ニシテ、殊ニ青年ノ本邦留学ヲ勸奨スルヲ以テ其ノ最モ根本的ナル急務トスル所以」とタイ青年を日本に留学させることが極めて重要であり急務であると説明し、そのためには、「篤志家ノ出資ヲ仰キテ奨学資金ヲ設定シテ毎年継続的ニ優秀学生ヲ本邦ニ送ルコト極メテ望マシキ」と所見を述べて伊藤次郎左衛門に協力を要請している。伊藤次郎左衛門は、これに共感を示し、「右ハ頗ル国家的意義深キコトニシテ 1 年 1 万円程度ノ出費ヲ以テ足ルモノナラハ何等困難ナキコトト思惟スルヲ以テ自分今回暹羅訪問ノ機会得タル記念トシテヤラセテ戴クヘシ」と承諾している。ここに、当該奨学事業成立の出発点を見ることができる。

57 外務省記録 I-1-2-0-3-1。

58 同上。

59 同上。

この書簡で、矢田部公使は、さらに、試案を作成し送付するが、計画を実現させるには、文部当局または各学校当局と打ち合わせを必要とする点やその他検討を要する点が多いと思われるので、名古屋側と連絡をとって、本件を至急具体化するよう配慮願うと廣田外務大臣に要請するとともに、書簡末尾で、本件は明年3月のタイ諸学校学年末に第1回の選抜が行えるように進めたいので、それを考慮に入れて進めてほしいと早急な対応を要求している。矢田部公使の早く実現したいという気持ちが表現されている。

この書簡に関連して、矢田部公使は、1935年2月2日に廣田外務大臣宛に打電している。この第40号電で矢田部公使は、4月学年初めの時期に留学生を送ろうとするためには、タイ文部省との交渉を至急開始する必要があるので、本年度採用人数、第2年以後毎年採用人数見込、被採用者の修業程度標準、学資給与額、留学期限、修業学科、本件実施に関連して特にタイ文部省側に対し希望する事項等を至急決定してほしいと要望している⁶⁰。

これに対して廣田大臣は、2月4日付暗第30号で、「貴案ノ如キ支那人以外ノ外国人本邦留学計画ノ実施ニ付テハ種々サマザマノ困難」があるので、現在文部省と一緒に研究中であり、決定までもう少し時間がかかる見込みで、具体案が確定次第電報すると回答している⁶¹。早く実現させたいと思う矢田部公使と前例のない事例に対しては慎重に進める本省側との間には意識の落差があったといえる。

桑島東亜局長は、2月8日に伊藤次郎左衛門に書簡を送り、留日タイ人学生奨学資金設定に関する矢田部試案を文部省の協力を得て検討してきたが、同案に多少の修正をすれば実施可能の見込みがたち、至急協議をして具体的に進めたいので、本省まで来訪願いたいと要請している⁶²。

伊藤次郎左衛門は3月30日に外務省を訪問し、本邦におけるタイ留学生の奨学資金制度設定に関する名古屋市試案を東亜局長に手交している。この名古屋市試案は、矢田部試案に修正を加えたものである。

以上のように、当該奨学事業の起点は、1934年9月の矢田部公使と伊藤次郎左衛門との会談にあるといえる。これに基づき矢田部公使は外務省に問題提起をし、当該奨学事業に関する試案を提示した。一方、名古屋市も矢田部試案に修正を加えた試案を外務省に提出した。当該奨学事業は「現地」で発想され、事業案も「現地」で作成されたと言することができる。

2. 矢田部試案と名古屋市試案

まず、矢田部試案⁶³がどのような意思や考え方に基づいていたのかを分析する。

第1項として、「暹羅国男女学生ノ日本留学ヲ勸奨スル目的を以テ留日暹羅学生奨学資金ヲ設定シ暹羅人学生ニ学資ヲ支給シテ本邦ニ於テ修学セシム」と規定している。矢田部公使は、当該奨学資金の設定は、これを契機として、タイの官費留学生の一部を日本へ派遣させること及びタイの官立学校に日本語科を創設させることを企図しているものであると述べている。日本への官費留学生は1936年に初めて実現した⁶⁴し、後者については、1941年にチュラーロンコーン大学で選択科目

60 同上。

61 同上。

62 同上。

63 同上。

64 山口武「留日タイ国学生に就て」『暹羅協会会報』第16号、1939年、73頁。

ではあるが日本語の講座が開設された⁶⁵ことを考えると、矢田部公使の発想は、極めて的確であり、先見の明があったと評価できる。

第2項では、奨学資金の運営組織について、「本件事業ノ永續性ヲ確保スル見地ヨリ、此際奨学会ナル特別ノ機関を形成セシメオクコト必要ナリト信ス」と、述べている。ここに現れている「永續性」ということばには、本件のような奨学事業が一過性のものであってはならず、確固たる組織をつくって長期にわたって展開するべきであるという矢田部公使の意思が込められている。

第3項では、留学生が入学する学校の範囲を規定し、学校又は学科は奨学会が予め決めておきそれに基づき志望者を募集することと謳っている。矢田部公使は、タイ人学生が日本人学生と同じ条件で入学試験を受けるのはいささか酷であるので、外務省本省が予め文部当局又は学校当局から了解をとりつけ、タイ人学生の入学に支障がないよう取り計らってほしいと要望している。また、伊藤氏は、タイ人学生が入学する学校として、名古屋市の高等学校、高等商業、高等工業、医科大学等を考えているようであるが、学校の収容力、選択科目又は入学試験等の関係から、なにも名古屋市に限定する必要はないと指摘している。この時点では、矢田部公使は、伊藤次郎左衛門の名古屋における地位、名声、実力等を十分認識していなかったと推測される。名古屋商工会議所会頭を経験し名古屋実業界の重鎮であった伊藤次郎左衛門は、名古屋だから引き受けると判断したものと考えられる。

第4項では、「修学年限ハ大体10ヶ年トシ大学卒業ヲ目標」とする旨規定している。

第5項で、学費支給額を規定しているが、実施の段階で、伊藤次郎左衛門は、「実費制度」を採用している。

第6項では、旅費について規定している。

第7項では、「毎年新ニ奨学資金ヲ支給スヘキ人員ハ第1年ニ3人、第2年ニ2人、第3年以下毎年1人宛トス」として、日本に滞在する奨学資金受給学生の年度別推移を示している。また、これに基づき年間所要経費を見積もっており、伊藤氏が言った1年10,000円にほぼ対応できると説明している。

第8項では、「本奨学資金ノ支給ヲ受クル留日学生ハ暹羅国官立学校マタヨム第6年以上修了生タル暹羅人ニシテ品行方正、志操堅固、學術優秀ナルモノノ内ヨリ其ノ家庭ノ事情等ヲモ考量シテ試験ノ上ニ選抜ス」と留学生選抜の条件、方法を規定している。これに付随して、修学標準をマタヨム⁶⁶第6年終了とすることの適否について、日本の中学校、高等学校の授業内容と比較・検討してほしいと日本側に要請している。タイにおいては、マタヨム第8年を修了した者を官立大学に進学させていると補足している。また、タイ官立大学各科卒業生や官吏のなかから優秀者を選抜して給費研究生として日本に派遣することも極めて有効であるが、別途計画することとして、ここでは今後の課題として指摘するにとどめると述べている。

第9項では、学資支給停止の条件を規定している。

第10項では、「本件ニ関シテハ暹羅国文部省当局ノ完全ナル協力ヲ得ルコト必要ナルヲ以テ予メ

65 松井嘉和『タイにおける日本語教育——その基盤と生成と発展——』錦正社、1999年、45頁。

66 矢田部試案の付属資料「マタヨム学校各学年教程表」の備考にマタヨムの説明が記されている。すなわち、「マタヨム学校ハ義務教育3年ノ小学校ヲ了リタルモノノ入学スル中等学校ニシテ修業年限男子8ヶ年、女子6ヶ年トス 男子マタヨム学校8ヶ年ハ之ヲ初等3年、中等3年、高等2年ニ区分ス、高等科ハ即チ大学ヲ備門ニシテ之ヲ普通科、語学科及理科ニ分チ各科卒業生ヲ官立大学ニ入学セシム（中略）マタヨム8年卒業生ノ平均年齢ハ大体17才位ナリ」とある。

在暹日本公使ト暹羅国文部参議トノ間ニ右協力ニ関シ必要ナル協定ヲ遂ケオクモノトス」とタイ文部省への配慮を示すとともに、この協定事項について日本外務省で関係先と協議し、協定案を作成して教示してほしいと要請している。

以上のように、矢田部試案は奨学資金の支給対象から支給停止条件まで綿密に計画されていることから、矢田部公使がいかに強くタイ人学生を日本に留学させたいと希望していたかが読み取れる。この矢田部試案によって外務省は、文部省や伊藤次郎左衛門と本格的に協議することになった。

つぎに、名古屋市の「シャム国学生ノ留学ニ関スル試案」⁶⁷について分析する。この試案は、名古屋市側が受入れ先の主体として、より現実的なものにするために、矢田部試案に一部修正を加えたものである。

第1項では、留学生の年齢について言及している。「マタヨム学校6ヶ年修了者ハ15歳位ノ年齢故他国ヘノ留学ハ若スギル感アリ」として「マタヨム学校8ヶ年卒業生ノ留学(17歳位)」を希望している。その理由として、日本の中学校およびアメリカン・ハイスクール卒業生の年齢に近く、学力も三者同等と考えられること、並びに英語を相当やってきているので日本での学習に困難はないということなどを挙げている。

第2項の「留学地ノ選定」では、環境がよいことが必要条件の一つと考えるならば名古屋市が適当であるが、大学の課程は帝国大学で受けることを原則とする旨述べている。

第3項の「留学後ノ生活」では、宿舍が最も重要であるので慎重に検討するべきであること、できれば個人の家庭に寄宿させてよい感化を与えるとともに家庭的温情をうけさせたいが、やむをえない場合は、適当な宿舍を指定して万事に遺漏なきようにすべきであること、と述べている。

第4項の「教育計画」については、「マタヨム学校8ヶ年卒業後ノ留学ヲ可トス」として、日本での教育は、「予備教育――2ヶ年」と「高等大学教育――6ヶ年」としている。予備教育では、①日本語の学習に全力を注いでもらう、②日本語の訳読(毎日2時間)、文法(1時間)、会話(1時間)および英語を必須科目とする、③本人の将来の目的に従ってその他の科目を選択させる、という内容である。高等大学教育では、①予備教育修了者は名古屋第八高等学校に入学させる、②高等学校卒業生は、本人の希望により、帝国大学、名古屋医科大学、もしくは他の大学に入学させる、という計画が組まれている。

第5項の「費用」については、予備教育は月50円、高等教育は月60円、大学教育は、名古屋市で月70円、東京では月90円として、名古屋市で8年間学習する場合の費用は5980円、途中で東京帝大に入学する場合の費用は6700円になると見積もられている。

第6項の「名古屋日暹協会ノ設立」では、協会の設立が必要であることが記されている。

外務省と文部省の各関係者は協議を行い、名古屋市試案に対する「希望質疑事項」⁶⁸をまとめている。そのなかで主なものを挙げると以下のとおりである。

試案第2項の「留学地の選定」に関して、名古屋市を原則とすることに異議はないが、必要な場合には、名古屋市以外の官立学校、私立大学あるいは専門学校等へも入学させることができると理

67 外務省記録 I-1-2-0-3-1

この史料の欄外に、「シャム少年ハ頗ル早熟ナルヲ以テ「マタヨム」6年修了者ノ15,6才ヲ日本ノ其ノ年令程度ノ者ニ看ルヲ得ズ、且ツ、日本語修学ニ八年少者(殊ニシャム少年ニ於テ)程成績良カラント愚考ス、マタヨム8年修了ノ要ナカラント存ス(天田)」のコメントが鉛筆書きで残されている。外務省担当官がタイに詳しい天田氏からコメントを得たものと考えられる。

68 外務省記録 I-1-2-0-3-1。

解して差し支えないかと質問している。

試案第4項の「教育計画」について、第八高等学校のほかにも名古屋高商、同高工も加える方がよいと述べている。

試案第5項の「留学生ノ費用」に関して、①外国人のことなので多少の余裕を持っておくことが必要であり、今後の実情を見て増減することを考えてはどうか、②日本への往復の旅費、病気の場合の治療費等に関する規定を設けておくことが必要である、③落第その他成績不良の場合の給費中止に関する規定を設けることが必要である、と提言している。

「希望質疑事項」の末尾で「本件ハ成ルヘク本年ヨリ実施致シ度キヲ以テ実施可能ノ見込大體ツキタルトキハ即時実行ニ移リ詳細ノ点ハ後日協議決定スルコト實際的ナルヘシ」と記されており、前向きな意欲が示されていると読み取れるが、これは、矢田部試案と名古屋市試案が具体的に提示され、当該制度の現実性が増大したことによって、両省関係者も当事者意識を共有するようになってきた証左であると考えられる。

矢田部試案および名古屋市試案は、ともに当該奨学事業を実現させたいという強い意思に基づき、奨学資金の支給対象、支給年限、支給額、人数、留学生選抜の条件および方法、支給停止条件等がきめ細かく規定されていることが理解できる。両試案の具体性・現実性が外務省および文部省の各関係者に当事者意識を喚起させたと考えられる。

3. 名古屋日暹協会

当該奨学事業のために設立された名古屋日暹協会がどのような特色を有していたのかを分析する。

1934年12月にインド仏蹟巡拝から帰国した伊藤次郎左衛門は、名古屋市長、商工会議所会頭、名古屋医科大学長等と、タイ人留学生受入れの具体策について協議し、「名古屋日暹協会」を設立することにした。

1935年6月20日に名古屋商工会議所で名古屋日暹協会の創立総会および発会式が挙行された。これには、駐日タイ公使プラ・ミトラカム・ラクサ、外務省桑島東亜局長、東京暹羅協会山口主事、篠原愛知県知事、大岩名古屋市長、岡谷商工会議所会頭等が出席した⁶⁹。駐日タイ公使と外務省東亜局長が出席したということは、同協会のタイ人留学生受入れに対していかに大きな期待が寄せられていたかを表している。

「名古屋日暹協会創立総会次第書」⁷⁰によると、開会の辞、経過報告、座長推薦の後、3つの議案、すなわち、「名古屋日暹協会規則の件」、「留日暹羅人学生奨学要領の件」、および「役員選任の件」について討議された。

「名古屋日暹協会規則」⁷¹は、6章17条から構成されており、第2章に「目的及事業」が規定されている。同章第3条に、「本会ハ日暹両国間ノ親善ノ増進及文化ノ発達ヲ図ルヲ以テ目的トス」と謳われており、同第4条に、「前条ノ目的ヲ達成スル為メ左ノ事業ヲ行フ」として、6項目が挙げられている。すなわち、「1. 日暹両国ノ国情ヲ相互ニ紹介スルコト、2. 日暹両国ノ国語ヲ相互ニ普及発達セシムルコト、3. 日暹両国ノ仏教ニ関スル調査研究ヲ助成シ仏徳ノ宣揚ニ努ムルコト、4.

69 暹羅協会『暹羅協会会報』第1号、1935年、66 - 67頁。

70 外務省記録 F-1-2-0-3-1。

71 同上。

暹羅国学生ニシテ日本ニ留学スル者ニ対シ奨学資金ノ給与其他修学上ノ便宜ヲ与フルコト、5. 日暹両国間ノ経済ニ関スル調査研究及其ノ発達ヲ助成スルコト、6. 其ノ他目的達成上必要ト認ムル事業」である。第4条の4のタイ人留学生に対して奨学資金の支給その他修学上の便宜を与えるという規定は、1934年4月に設立された国際文化振興会の事業内容⁷²には明記されていないほど斬新で先駆的なものであった。これは、名古屋日暹協会が当該奨学事業のために設立されたということを証明している。

また、第3章第5条に会員の規定があり、名誉会員、特別会員および通常会員の3種に区分されているが、特別会員は200円以上の寄付を行った者、通常会員は年額10円の会費を納入する者と定められている。同協会の資産は、会費、寄付金およびその他の収入から構成される(第11条)が、伊藤次郎左衛門は、基金として1万円を提供している⁷³。

つぎに、「留日暹羅人学生奨学要領」⁷⁴が決議されたが、この奨学要領は、矢田部試案と名古屋市試案をベースにし、外務省・文部省の「希望質疑事項」を考慮に入れて作成されたもので、当該奨学事業の基本的な骨格を形成する機能を有している。

第3号議案で役員を選任が行われたが、会長には満場一致で伊藤次郎左衛門が選任され、副会長には加藤勝太郎タイ名誉領事が就任した。また、矢田部公使とミトラカム駐日タイ公使が名誉会長に推挙された⁷⁵。同協会規則第6条に「本会ニ左ノ役員ヲ置ク」として、会長1名、副会長1名、理事20名以内(常務理事1名)、監事5名以内と規定されており、理事として、名古屋市長、名古屋市助役、名古屋商工会議所正副会頭、名古屋駐在暹羅国名誉領事、名古屋医科大学長、第八高等学校長、名古屋高等工業学校長、名古屋高等商業学校長、名古屋商工会議所理事、日暹寺代表者等が明記されている⁷⁶。これらの顔ぶれを見ても、いかに名古屋市が全市を挙げて当該奨学事業に取り組もうとしていたか、また、伊藤次郎左衛門の存在がいかに大きなものであったかを読み取ることができる。

名古屋日暹協会の創立総会について、廣田外務大臣は、矢田部公使宛1935年6月26日付並1普通第62号信「留日シャム国人学生ニ対スル奨学資金制度ニ関スル件」において、「当省、文部省及名古屋側ニテ数次折衝ノ結果今般愈名古屋側ニテ奨学資金制度ヲ実施スルコトナリ同時ニ右制度運用ノ母体タル名古屋日暹協会創立総会ヲ開催セリ」と報告し、「名古屋日暹協会規則」(写)および「留日シャム人学生奨学要領」(写)を送付している⁷⁷。

矢田部公使は、廣田外務大臣宛の1935年7月29日付公第231号信「名古屋日暹協会創立ニ関スル件」で、同協会創立の目的の一つがタイ人学生奨学事業にあることをタイ政府に通知しておく必要があると考え、駐タイ日本公使館で作成した協会規則の英訳文を添付した書簡をピヤ・パホン外務参議宛送ったと述べている⁷⁸。この書簡には、最近名古屋日暹協会が設立されたこと、名古屋

72 国際文化振興会『財団法人国際文化振興会 設立経過及昭和九年度事業報告書』、1935年、13-17頁。芝崎厚土『近代日本と国際文化交流——国際文化振興会の創設と展開』有信堂、1999年参照。

73 『伊藤祐民伝』、1952年、366頁。

74 外務省記録 I-1-2-0-3-1。

75 前掲『暹羅協会会報』第1号、66-67頁。

76 外務省記録 I-1-2-0-3-1。

77 同上。

78 同上。

は、チュラーロンコーン王から日本の仏教徒に贈られた仏陀の真骨が祀られている日暹寺⁷⁹の所在地であり、日タイ経済関係を支える重要な産業都市の一つであること、また同協会がタイ人学生を日本に招致し勉学の機会を提供すると申し出ていることなどが記されている。末尾で、会則のコピーを10部添付するので興味のある方々へ配布願いたいと依頼しているが、この書簡からも、当該奨学事業をいち早く提起し、熱意を持って取り組んできた矢田部公使の、愈々それが現実のものとなるという喜びが読み取れる。

名古屋日暹協会は、対タイ文化事業のアクターとしていくつかの特色を有している。第1に、矢田部公使の要請を直接受けかつそれに同意した伊藤次郎左衛門がリーダーシップを発揮して設立した団体であることが挙げられる。すなわち、当該奨学事業の理念を十分に理解した強力な創始者が存在したということである。第2に、同協会の事業として、タイ人留学生に対して奨学金の支給その他修学上の便宜を供与するということが鮮明に打ち出されており、これに集中的に重点が置かれていたことが挙げられる。これは、同時代に設立された国際文化事業組織には明記されていないほど極めて斬新で画期的なものであった。第3に、名古屋市が全市を挙げて推進しようとしていたことが挙げられる。

これらの特色をもつ名古屋日暹協会は、当該奨学事業にとって極めて重要な役割を担っていた。

4. 留学生の選考と招致

名古屋日暹協会総会後の1935年6月26日に外務省守島東亜第一課長は、名古屋市役所の神田助役宛に書簡を送り、在タイの矢田部公使に第1年度学生募集に着手してもらうため、募集する学生の種類および就学する学校又は学科名を至急連絡願いたいと依頼している⁸⁰。

同年7月12日に名古屋日暹協会は、伊藤会長名で外務省桑島東亜局長宛に正式な依頼状を出している。それまでの外務省側の疑問に答える形で、「名古屋医科大学二入学セシムベキ者（暹羅国医科大学卒業生中ヨリ） 1名、第八高等学校二入学セシムベキ者（マタヨム全科卒業生中ヨリ、文科、理科ノ別ハ考試委員会ニ一任） 1名、名古屋高等商業学校二入学セシムベキ者（マタヨム全科卒業生中ヨリ） 1名、計3名」と、適当な学生の選抜推薦を依頼している。末尾で、「本会ニ於テハ何時ニテモ収容ノ用意有之」と述べている⁸¹。

矢田部公使は、廣田外務大臣宛に8月28日付第213号電で、①八高へ入学する者の学科は理科と指定する、②給費生に対する給費月額、奨学要領には「以内」と最高額を示しているが、今回は、たとえば医科大学100円、高商および八高80円と確定公示をしてもよいか、また渡日旅費支給額はいくらか、などと連絡並びに問い合わせをしている⁸²。

桑島東亜局長経由でこの電報の写しを入手した伊藤会長は、9月5日付の桑島局長宛書簡で、①については、理科で結構であるとし、②については、原則として実費制度としたいとして、つぎのように説明している。「本会ノ方針トシテハ留学生各個人ニ対シ給費月額ヲ定メ現金ヲ以テ本人ニ直接交付スルカ如キコトヲ為サス 本会ニ於テ適当ナル監督者アル宿所ヲ指定シ、遊学ノ土地ニ於ケル一般日本学生ノ標準ヲ以テ修学ニ必要ナル学資、衣、食、住ノ生活費ハ勿論病氣ノ際ニ於ケル入

79 名古屋市役所『名古屋市史 社寺編』1915年、1051-53頁参照。

80 外務省記録 I-1-2-0-3-1。

81 同上。

82 同上。

院治療等ノ臨時費、尚学生トシテ応分ノ小遣等一切ノ経費ヲ負担シテ中流学生トシテノ体面ヲ保ツニ不自由ナカラシムル所存ナリ」と述べ、従って学校の程度、場所、宿舍の事情等により給費額は変わると説明している。奨学要領に示してあるのは大体の標準と考えてほしいと述べている。また、タイから名古屋までの旅費および渡日準備費として一人 300 円を支給すると回答している⁸³。この時点で伊藤次郎左衛門は、将来留学生を受け入れたときの保護監督体制について、タイ留学生を揚輝荘内に寄宿させ、名古屋日暹協会常務理事の三上孝基を監督者に起用するというある程度具体的な構想を持っていたと推測される。

伊藤会長は、この書簡の追記として、留学生を選考する場合、健康であることを重視してほしいということ、日常生活はなるべく日本人同様の取り扱いをし、衣、食、住ともに漸次日本式に慣れさせたいと考えているので、渡日の時期は日本の向寒の季節を避けることを希望すると、留学生の健康や日常生活に対する配慮を示している。

矢田部公使は、10月15日付第239号電で、協会側は向寒の時期に学生派遣を見合わせたい意向であるが、タイ政府の熱を維持するためには明春まで半年も待つことなく直に実行に移すことが必要なので、タイ文部当局と協議し早速入選に着手する、と早期実現を願う自身の態度を表明している⁸⁴。

同年11月18日付第261号電で矢田部公使は、廣田外務大臣に、タイ文部省が受け付けた志願者は志望学校別に、八高27名、高商6名、医科大学ゼロとなっており、八高希望者が多数につき同校向け採用数を2名に増加させるのがよいと思われるので、協会側の意向を確認して至急電報で回答願うと報告並びに依頼を行っている。廣田大臣は、11月28日付第174号電で、矢田部公使の案どおり進めてほしいと述べ、協会側は志望科目も一任していると伝達している⁸⁵。

矢田部公使は、廣田外務大臣宛12月21日付第289号電で、名古屋日暹協会へ伝達願うとして、つぎのとおり報告並びに要請をしている⁸⁶。タイ文部省における学術試験で八高6名、高商3名を選抜した後、在タイ日本公使館で、各人の人物考査および邦人医師による厳格な身体検査を行い、保護者の意向を確認した上で、八高理科志望者ウタイ・ソングラム、同スネー・サラスラヤおよび高商志望者チャムノン・タフルラットの3名を選抜したので承認の上至急電報願いたい、またタイ文部省および本人に確定通知を出してできるだけ早く出発させたいので旅費を電送願いたい、というものであった。

1936年1月6日付官専396号信で、文部省専門学務局長は、外務省東亜局長に、第八高等学校へ1名増加し2名入学させることは問題ないと通知している⁸⁷が、同校の校長が名古屋日暹協会の理事に就任していることからそれほど難しい問題ではなかったと思われる。

1月9日に廣田外務大臣は、矢田部公使に、第2号電で、協会側は承認した、出発の日取り予定だけでも至急回電願うと通知している。この末尾の日程問い合わせに対して、1月20日に森代理公使は、廣田外務大臣宛第10号電で、留学生3名は1月22日に「すらばや丸」でタイを出発し、2月5日頃神戸に到着の予定である旨通知している。これを受けて桑島局長は、1月22日に伊藤会長

83 同上。

84 同上。

85 同上。

86 同上。

87 同上。

に森代理公使の電報（写）を添付して連絡するとともに、留学生が神戸到着後名古屋へ向けて出発するまでの世話は、在神戸履並タイ名誉領事にさせるよう在日タイ公使へ依頼しておくので、詳細は履並領事と直接打ち合わせしてほしいと通知している⁸⁸。

矢田部公使は、自らが発案し現実のものとなった当該奨学事業の最初の留学生が出発するのを見送ることもできずに、1936年1月15日に離任帰国した⁸⁹。

第1次留学生のウタイ、スナー、チャムノンの3名は、2月に来日し、伊藤次郎左衛門所有の揚輝荘内で日本の生活を開始した。

第2次留学生については、基本的には1次と同じ手順で手続きが進捗しているが、内容に差異がある。伊藤会長から東亜局長に宛てた1936年12月18日付の書簡では、本年は内規どおり2名を招致したいので、以下の条件で選定願うと依頼している⁹⁰。すなわち、①渡日後1ヶ年間尋常小学校および家庭で日本語を修得させた後、翌年4月から中学校1年に入学させる所存なので、年齢、学力共にこれに相当する者を選定願いたい、②選定の基準として健康を最重要資格としてほしい、③渡日の時期は、1937年3月又は4月頃としたい、小学校入学と気候の関係上、3月中旬から4月上旬に日本到着が最も好都合である、④将来中学校卒業後の志望専門学科並びに学校に対する選択は自由とする、⑤上記以外の条件は、昨年度のものと同様と考えてほしい、というものであった。

これに基づいて、有田八郎外務大臣は、矢田部保吉の後任である石射猪太郎特命全権公使宛に1936年12月24日付垂1普通第130号信「名古屋日暹協会奨学資金留学生選抜方依頼ノ件」で、協会側の意向を伝達するとともに、留学生渡日の時期について念を押している⁹¹。

在タイ石射猪太郎公使は、佐藤尚武外務大臣宛に1937年4月3日付普通公第85号信「名古屋日暹協会奨学資金留日学生二関スル件」で、タイ文部省が出願者316名から試験で選抜した成績優良品者11名について、日本人医師による体格検査と公使館での人物考査の結果、エーク・サンカ・スバラナ（13歳）とソンボン・リートラクン（13歳）の2名を選抜したこと、また両名は4月13日タイ発那智山丸で出帆し、4月24日頃神戸着の予定なので、協会に出迎え等の準備をするよう伝達願いたいと報告並びに依頼をしている⁹²。

このようにして名古屋日暹協会は、1937年4月に第2次留学生としてエーク、ソンボンの2名を受け入れている。

第3次留学生については、本来ならば1937年のうちに準備に入るのであるが、実際は1938年になってから、しかも在タイ村井倉松特命全権公使からの催促によって手続きが再開された。村井公使は、有田外務大臣宛の1938年11月9日付機密公第228号信「名古屋日暹協会奨学資金留学生二関スル件」で、留学中の学生の様子については名古屋を訪問したタイ官民が帰国後その優秀ぶりを文部当局等に話している模様で、タイ文部省係官から在タイ日本公使館館員にその後の留学生招致の有無等質問してきていることから、本件奨学資金制度は今後とも是非継続させたいと考えており、協会側に対し1938年度分留学生をも招致の措置を講ずるよう指示願いたいと述べている⁹³。

88 同上。

89 矢田部順二「矢田部保吉 略年譜」『特命全権公使 矢田部保吉』矢田部会、2002年、30頁参照。

90 外務省記録 I-1-2-0-3-1。

91 同上。

92 同上。

93 同上。

栗原東亜局長経由で村井公使の機密公第 228 号信（写）を入手した伊藤会長は、栗原局長宛の同年 12 月 16 日付書簡で、「昨年度ニ於テハ這回ノ事変ニ際シ先方一般国民ノ思惑モ如何カト存ジ 1 ヶ年予定ノ学生招致ヲ見合セ候」と日中戦争のタイ国内における影響を考慮して留学生招致を見合わせた旨説明した後、日タイ間の親善に貢献しているようであるので、今年度はマタヨム 8 年卒業生で日本の高等学校 1 年に入学希望の男子 2 名を選定して、1939 年 3 月中に来日するよう取り計らってほしいと招致の意思を表明している⁹⁴。

名古屋日暹協会は、1939 年 5 月に第 3 次留学生として、チャムラス・カムナードノンとブソン・チャラウストの 2 名を受け入れた。

伊藤会長は、1939 年 12 月 20 日に外務省東亜局長に書簡を送り、タイの国名変更に伴い協会の名称を 1940 年 1 月 1 日付で「名古屋日泰協会」へ改称することを通知するとともに、タイ留学生は揚輝荘内で起居し、皆至極壯健にて学業に勤しんでいると留学生の近況を報告している⁹⁵。

第 4 次留学生について、在タイ日本公使館と日本外務省や名古屋日泰協会との往復書簡には、実施されたという文書は残っていない。また、1943 年現在の留学生の状況記録には、新規の留学生の名前はない⁹⁶。以上から、第 4 次以降の留学生招致は実施されなかったと考えられる。

タイ人学生を招致してその育成に努め、日タイ両国の親善に尽力した功勞に対して、1938 年 2 月 24 日に駐日タイ公使館においてシー・セナ公使から伊藤次郎左衛門に王冠四等章が授与された⁹⁷。これは、当該奨学事業がタイ政府から高く評価された証左であると考えられる。

以上のとおり、タイ人留学生は、1936 年、37 年、および 39 年と 3 回にわたり、合計 7 名が来日し、名古屋で勉学に励んだ。当該奨学事業の成立過程を概観すると、在タイ日本公使と名古屋日暹協会が主導的役割を果たしており、日本の外務省や文部省は事務的な機能を果たしたにすぎないと考えられる。「中央」対「現地」の図式で見ると、当該奨学事業は、明らかに「現地」主導の文化事業であったといえる。

おわりに

欧米の対タイ文化事業は、1820 年代から展開され、とくに医療・衛生面や教育関係においてタイの文化水準向上に多大の貢献をした。一方、日本の対タイ文化事業は、外務省当局がタイを等閑視してきたことも影響し、欧米諸国に比し後発的であった。日本の対タイ文化事業が本格化するの、1933 年以降である。日本、タイ両国にとって 1933 年は「変化の年」であった。新しい諸関係が生起する要素を内包していた。

立憲革命を経て国民国家建設を志向するタイ新政権は、旧来の欧米列強支配から脱却するべく日本の援助を期待した。国際連盟を脱退した日本は、国際的孤立状況を打開するべく独立国タイとの経済的、文化的関係を強化することを志向した。両国が互いに相手国を意識し、接近する関係が生起しつつある状況下において、当該奨学事業は誕生した。必然的であったということができるが、「中央」対「現地」の視点でみるならば、当該奨学事業は、「現地」で必然的に発想されたものであ

94 同上。

95 同上。

96 前掲『伊藤祐民伝』、366-369 頁。

97 暹羅協会『暹羅協会会報』第 10 号、1938 年、139 頁。石射猪太郎著、伊藤隆・劉傑編『石射猪太郎日記』中央公論社、1993 年、259 頁。前掲『伊藤祐民伝』、196 頁。

るといえる。

在タイ特命全権公使矢田部保吉は、日本は立憲革命後の新生タイに援助の手を差し延べるべきであると主張し、その一環として文化水準の向上に協力することを志向した。タイでは日本への留学希望者が増大する傾向にあった。この状況は、矢田部公使がタイ人青年を日本へ留学させることを発想する大きな要因となった。矢田部公使は、日本外務省にタイ人留学生の受入れに関する意見具申を行ったが、タイ（＝現地）に駐在していたからこそ当該奨学事業を発想できたといえる。

矢田部公使は、1934年9月にバンコクを訪れた伊藤次郎左衛門に、タイ人青年を日本に留学させる構想の意義を説明し、資金提供の協力を要請した。伊藤次郎左衛門は賛同し、帰国後、1935年6月に運営母体となる名古屋日暹協会を設立した。同協会は当該奨学事業を創設して、1936年、37年、39年と3期にわたり、7名のタイ人留学生を受け入れた。

当該奨学事業の成立過程における重要な点は、(1) 当該奨学事業がタイ（＝現地）で発想されたこと、すなわち、発想の起点が「現地」であったこと、(2) 伊藤次郎左衛門という資金面で協力したアクターが存在したこと、(3) 当該奨学事業の運営母体として名古屋日暹協会が設立されたこと、(4) 具体的な事業案が日本側の意識を改革したこと、(5) タイ文部省が留学生の選考に参画したこと、などであるが、いずれも主としてタイもしくは名古屋に関係するものである。「中央」対「現地」の図式で見ると、当該奨学事業がいかに「現地」主導で成立したかが理解できる。

日本外務省は、当該奨学事業以後、対タイ文化事業に積極的に関与するようになった。当該奨学事業は、対タイ文化事業関係史において、文化事業の発想の起点が「現地」から「中央」へと変化する契機になったといえる。

本稿は、筆者が研究中の「日タイ文化事業史：1887－1945年」の一部を構成するものであるが、日タイ文化関係の歴史研究に新しい知見を付加し一定の貢献をするものとする。